

平成二十七年六月二十五日提出  
質問第二九四号

「マラケシュ条約」に関する質問主意書

提出者 中根康浩

## 「マラケシュ条約」に関する質問主意書

国連の専門機関である世界的著作権機関は二〇一三年六月に、モロッコのマラケシュで「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）」を採択した。現在まで六ヶ国が批准している。マラケシュ条約の目的は「発行された著作物を利用する機会を促進する」ことにある。つまりは、障害があっても多くの本を読めるようにすることである。対象となる著作物は書籍や雑誌等の文字情報であり、対象者は、視覚障害者、学習障害者、手が不自由な身体障害者等である。このことについて次の質問をする。

- 一 日本国政府として「マラケシュ条約」を締結する考えはあるか、政府の見解を示されたい。
- 二 一において、マラケシュ条約を締結する考えがある場合には、どのような国内法の整備が必要となるか。

また、改正したり、新たに立法することの必要な法律等を具体的に示されたい。

- 三 マラケシュ条約の締結をめざす場合、いつまでに国内法等の整備を完了し、いつまでに条約を批准するか。目標年次があれば、併せて示されたい。

右質問する。